

雫石小学校いじめ防止基本方針

2017. 8. 18 改訂

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために「雫石小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

2 「いじめ」とは（「いじめ防止対策推進法第2条」を参照）

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響（※1）を与える行為（インターネットを通じて行われるもの（※2）を含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛（※3）を感じているものをいう。

※1 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

※2 インターネット上のいじめが重大な人権侵害にあたり深刻な傷を与えかねない行為であることを、児童に理解させる必要がある。

※3 けんかやふざけ合いであっても、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

3 いじめを未然に防止するために

ア 学級の児童に対して

- ① 児童一人ひとりが、お互いを大切にし合い、学級の一員であると自覚できるような学級づくりを行う。
- ② 児童一人ひとりがかけがえのない存在であるといった、命を大切にする心を育む。
- ③ 「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつように指導する。
- ④ 見て見ないふりをすることはいじめを助長すること、いじめを見たら教師や友達等に知らせることの大切さを指導する。
- ⑤ 「みんなで決めたことはみんなで守る」といった、学級のルールを守る規範意識を育てる。

イ 教員において

- ① 「いじめは決して許さない」という姿勢を児童に示す。
- ② 児童一人ひとりの変化に気づく、鋭敏な感覚をもつように努める。
- ③ 児童や保護者からの話を親身になって聞く。いじめについての情報を収集することに努める。
- ④ いじめられている児童及びいじめを知らせた児童の身の安全を最優先に考え対応する。
- ⑤ いじめの構造やいじめ問題の対処についての理解を深める。
- ⑥ すべての児童が授業に参加でき、活躍できるようにするため、わかる授業づくりに努める。

ウ 学校全体として

- ① 道徳〈科〉の授業、学級活動・児童会活動の自主的活動、情報モラル教育等の全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という意識を児童に育てる。
- ② いじめに関する情報を教員間で共有する（いじめに係る情報を抱え込み、報告を行わないこ

とは「いじめ防止対策推進法第23条第1項」の規程に反する)。

- ③ 発達障がいを含む障がいのある児童や性同一性障がい等に係る児童、災害や事故により避難している児童について、特に配慮する。
- ④ 問題行動の頻度や内容に重大事態発生の可能性があり、根本的に対応を見直す必要がある際には、校内生徒指導委員会に加え、教育相談員・主任児童委員・町福祉課職員・学校評議委員代表・民生委員代表・PTA役員代表によって構成される組織を置き対策を講じる。

エ 保護者・地域に対して

- ① 児童の言動に心配なときは学校に相談することが大切であることを伝える。
- ② いじめ問題の解決には学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを、校報「百滴」や道徳授業地区公開講座等で伝えて、理解と協力をお願いする。
- ③ 本方針をホームページや学校通信に掲載するなどして広告活動に努める。その内容を入学時・各年度の開始時に説明する。
- ④ いじめ防止のための取組に係る達成目標（アンケート、個人面談の実施等）を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。

4 いじめの早期発見・早期対応について

ア 早期発見に向けて

- ① 児童の様子を、担任をはじめ多くの教員で見守る。気づいたことを、随時共有する。
- ② 様子に変化が感じられ心配な児童には、教員は声をかけ、児童に安心感をもたせる。
- ③ アンケート調査や日記等を活用し、児童の人間関係や悩み等の把握に努める。共に解決して
いこうする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。アンケートの実施は、以下の通りである。
 - ・ 学校生活アンケート 5月
 - ・ まなびフェストに関わるアンケート児童用 9月、2月
 - ・ “ ” 保護者用 12月
 - ・ こころと体の健康観察 9月
- ④ 保護者や地域からの情報を伝えてもらえるよう、日ごろから結びつきを大切にする。

イ 相談できる環境づくりについて

- ① 困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝える。
- ② いじめられている児童やその保護者からの訴えを親身になって聞く。児童の悩みや苦しみを受けとめ、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応する。

ウ 解決にむけて

- ① 教員が気づいた、あるいは、児童や保護者から相談があったいじめについて、関係する児童に話を聞き、事実関係を早期に把握する。
- ② いじめを受けた児童が普通に学校生活を送ることができるように支援する。その保護者には、事実関係とその後の対応を伝える。
- ③ いじめを行った児童から、いじめを行うに至ったその起因を聞く。その後、相手を傷つけ苦しめたことに気づかせ、言動の改善を指導する。その保護者には、事実関係を伝える。

5 校内体制について

ア 生徒指導委員会

- ① いじめの報告があった際、その原因や内容を明らかにするため、生徒指導委員会を必要に応じて開く。協議により、以後の適切な対応と指導を図る。
- ② 生徒指導委員会は、校長、副校長、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学団長、担任を基本として構成される。

イ いじめ発生時の指導の流れ及び教育相談体制

いじめ発生→担任→生徒指導主事→主幹教諭→校長・副校長→担任→児童の指導・保護者

ウ いじめの解消の条件

- ① いじめに係る行為の止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月間継続していること。
- ② 被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか確認する。

エ 検証と評価

- ① 学期末反省あるいは年度末反省において、取組が適切に行われたかの検証と評価を行う。
- ② 検証と評価を、次学期あるいは次年度の取組に生かす。

6 重大事態への対処について

ア 「重大事態」とは（「いじめ防止対策推進法第28条を参照）

- ① いじめにより本校児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより本校児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

イ 教育委員会との連携

- ① 重大ないじめの事実を確認した場合、雫石町教育委員会へ報告する。
- ② 重大事態発生時の対応については、法に則して、雫石町教育委員会に指導・助言を求めて、学校として組織的に動く。

7 研修計画

ア 校長講話

年度当初に、いじめ防止に関する講話を教職員に向けて行う。

イ 事案検討

- ① 生徒指導事例研において、いじめに関する事例がある際には、その対処の仕方について話し合い、防止策や対処方法を学ぶ。
- ② 日常において問題行動が発生した際に、それを教職員間で共有することによって、問題行動への対処の方法を学ぶ。